

学 外 共 同 研 究 契 約 書

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部（以下「甲」という。）と株式会社 ○○
○○（以下「乙」という。）は、次の条項により、学外共同研究契約（以下「本学外共同研究
契約」という。）を締結するものとする。

（学外共同研究の題目等）

第1条 甲及び乙は、次の学外共同研究（以下「本学外共同研究」という。）を実施するもの
とする。

（1）研究課題

（2）研究内容

（3）研究担当者氏名

（4）研究実施場所 園田学園女子大学 学部 学科 研究室

（研究期間）

第2条 本学外共同研究の期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

（本学外共同研究に従事する者）

第3条 甲及び乙は、別表第1に掲げる者を本学外共同研究に従事させるものとする。

（経費の納付）

第4条 乙は、本学外共同研究に要する経費として金○○○○円を甲の発する請求・銀行振込
依頼書により、令和○年○月○日までに納付するものとする。

（経費により取得した設備等の帰属）

第5条 本学外共同研究の経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（事業の中止又は期間の延長）

第6条 天災その他事業遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ、本学外共同
研究を中止、又は研究事業期間を延長することができる。

（事業の中止等に伴う経費の取扱い）

第7条 前条の規定により、本学外共同研究を中止した場合において、第4条の規定により納
付された経費の額に不要が生じた場合は、甲は不要になった額の範囲でその全部又は一部を
乙に返還することができる。

（期間の延長に伴う研究経費の追加）

第8条 やむを得ない事由により研究実施期間を延長する場合は、甲は、乙と協議のうえ、そ
の事由に応じ乙に研究経費の追加負担を求めることができるものとする。

(情報・試料等の開示・提供)

第9条 甲及び乙は、自らが保有する情報・知識等を本学外共同研究の遂行に必要な範囲において相手方に開示するものとする。

2 甲及び乙は、自らが保有する試料等を本学外共同研究の遂行に必要な範囲において相手方に無償で提供するものとする。

3 甲及び乙は、自らが保有する機器・備品等を本学外共同研究の遂行に必要な範囲において相手方に無償で貸与するものとし、その搬入及び搬出に要する費用は乙が負担するものとする。

(秘密情報の保持)

第10条 甲及び乙は、本学外共同研究の実施にあたり相手方より開示を受け、又は知り得た技術上及び営業上の秘密情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の情報は、秘密情報から除くものとする。

(1) 相手方から当該情報の開示を受け、又は知り得た時点で既に自らが所有していた情報

(2) 相手方から当該情報の開示を受け、又は知り得た時点で既に公知となっていた情報

(3) 甲又は乙の責に帰すべき事由によらないで公知となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者より適法に取得した情報

(5) 開示について事前に相手方の書面による同意を得た情報

(特許権等の取扱い)

第11条 甲及び乙は、本学外共同研究の実施にともない発明、考案又は意匠の創作（以下「発明等」という。）が生じた場合、速やかに相手方に通知し、権利の帰属を相互に確認するものとする。

2 甲及び乙にそれぞれ所属する研究担当者が本学外共同研究の結果、共同で発明等を行い、甲及び乙が当該発明等に基づく特許権等をそれぞれ承継したときは、甲及び乙は当該特許権等を共有するものとする。

3 乙は、前項により特許権等を共有する場合、当該特許権等の出願・権利化・維持管理等の 手続を行い、甲はこれに協力するものとする。それに要する費用は乙が負担するものとする。

4 甲又は乙は、特許権等が相手方に所属する研究担当者と共有することになったときは、当該研究担当者と協議して当該特許権等の出願・権利化・維持管理等の手続を行うものとする。

5 本学外共同研究の結果生じた専門的技術や手法等又は成果有体物等（著作権を除く）の帰属は、特許権等の帰属に準じて取り扱うものとする。

6 当該研究者が所属期間中において発生した特許権等は、当該研究者が所属を離れた場合、本学に帰属するものとする。

(共有特許権等の実施)

第12条 甲及び乙は、前条第4項により甲及び乙の共有となった特許権等（以下「共有特許権等」という。）を乙のみが商業上の実施を行うことができ、甲は、試験及び研究目的以外には実施しないことを確認するものとする。

2 乙は、乙が共有特許権等を実施する場合、甲が商業上の実施を行わないことから、別途締結する実施契約で定める実施料を甲に対し支払わなければならない。

3 甲は、前条第2項により甲の単独所有となった特許権等について、乙から実施許諾の申出があったときは、乙に対して優先的実施権を許諾するものとする。

(共有特許権等の第三者への実施許諾)

第13条 甲は、書面による乙の事前の承諾なしに、共有特許権等を第三者に実施許諾することができないものとする。ただし、本研究期間終了の日から起算して5年経過後において正当な理由なく乙が共有特許権等を実施しないときは、乙との事前協議のうえ、当該共有特許権等を第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙は、書面による甲の事前の承諾なしに、共有特許権等を第三者に実施許諾することができるものとする。ただし、事前に甲に対して書面にて通知し、当該実施許諾の条件について甲と協議するものとする。

3 共有特許権等を第三者に実施させた場合の実施料は、当該共有特許権等に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

(持分の譲渡)

第14条 甲は、事前に乙との書面による同意を得た場合、第11条第2項に定める甲及び乙の共有となった特許権等の甲の持分を第三者に譲渡することができるものとする。

(報告)

第15条 甲及び乙は、本学外共同研究が完了したときは、研究に関する成果を速やかに双方協力のうえ報告書をまとめるものとする。

2 前項の報告書は、甲及び乙それぞれが保管するものとする。

(成果の公表)

第16条 本学外共同研究の成果について甲乙双方はこれを公表することができる。ただし、知的財産権等の理由により公表に支障がある場合は、公表の時期、方法等については、甲及び乙間で協議する。

(本学外共同研究の解除)

第17条 研究を途中で中止しようとするときは、甲乙双方で協議するものとする。

(本学外共同研究契約の有効期限)

第18条 本学外共同研究契約の有効期限は、第2条の研究期間と同一とする。

2 本学外共同研究契約失効後においても、第9条から第17条及び第19条の規定については、対象事項がすべて消滅するまで存続するものとする。

(協議)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(裁判管轄)

第 20 条 本学外共同研究契約に関する訴えは、甲を所在地とする神戸地方裁判所の所轄に属するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名・押印のうえ双方で各 1 通を保管するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 兵庫県尼崎市南塚口町 7 丁目 29 番 1 号 園田学
園女子大学 園田学園女子大学短期大学部
学長 ○○ ○○

(乙) ○○県○○市○○○ 丁目 番 号
株式会社○○○○
代表者 ○○ ○○

別表第1 研究担当者及

び研究分担

| 区分 | 氏名 | 所属・職名 | 本学外共同研究における役割 |
|----|----|-------|---------------|
| 甲 | | | |
| 乙 | | | |